

「電子申請・届出システム」による申請・届出の受付開始

○これまで郵送で受け付けていた指定申請、変更届、更新申請及び廃止・休止・再開届について、電子申請による受付が可能となります。

※申請には、事前にGビズIDの取得（次ページ以降参照）が必須となります

○受付開始のスケジュールは、下記のとおりです。

- ・更新申請：既に受付を開始しています（令和7年3月満了分の更新申請より）
- ・新規申請：令和7年7月1日指定分から
- ・その他届出：令和7年7月1日以降の変更分から



○詳細については、下記HPをご確認ください。（ページID：96782）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090100/shisetushidou/denshisinsei.html>

令和7年3月更新の届出から介護事業所の指定申請等の「電子申請・届出システム」による受付を順次開始！

厚生労働省では、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請届出を簡易に行うことができるよう、「電子申請届出システム（以下、本システム）」の運用を開始しました。

大阪府でも、令和7年3月より、「電子申請・届出システム」による介護事業所の指定申請等の受付を順次開始します。（※大阪府の所管外の事業所については、各指定権者へご確認ください。）

●介護事業所の文書負担軽減につながります



介護事業所

- ✓ オンライン上の申請届出により、**郵送や持参等の手間が削減**されます
- ✓ 複数の申請届出を本システム上で行うことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、**書類の作成負担が大きく軽減**されます
- ✓ **申請届出の状況をオンライン上でご確認ください**
- ✓ 上記、削減できた手間・時間を、**サービスの質の向上にご活用**いただけます

●本システムより受付可能な電子申請・届出の種類

※大阪府所管の事業所におけるシステム受付は、3月1日付の指定**更新申請**から順次開始します。



様式・付表の
ウェブ入力ができます！

添付書類も一緒に提出
することができます！

●本システム利用時の画面イメージ

指定権者によって実際の画面とは異なる場合があります。詳細はホームページをご確認ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



登記事項証明書のご提出の際には、法務省「登記情報提供サービス」をご利用ください。

- ✓ 行政機関等へのオンライン申請等の際に、当サービスによって取得した登記情報を登記事項証明書に代えて申請することができるサービスです。
- ✓ ご利用のためには利用登録が必要です。事前にご登録ください。

<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>



「電子申請・届出システム」のご利用のためには、
デジタル庁 gBiz IDの取得が必要です。
取得に2週間程度かかるため、事前にご取得ください！



●本システムは、**gBiz ID（プライム）**よりログインいただきます。

gBiz IDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。

gBiz IDを取得すると、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログインできます。

本システムのログインの際にも、gBiz IDアカウントをご使用いただきます。

本システムでご利用できるGビズIDのアカウント種類は、「gBiz IDプライム」と「gBiz IDメンバー」のみになります。

【本システムのログイン画面イメージ】



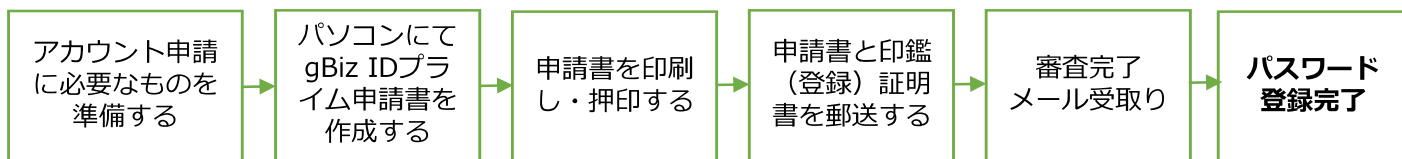
●gBiz ID（プライム）の申請の流れ

本システムの利用のためには、まずgBiz IDプライムの申請が必要です。

（gBiz IDメンバーのアカウントは、gBiz IDプライムが作成します。）

gBiz IDプライムの申請の流れは以下の通りです。

gBiz IDプライムは書類審査が必要であり、**審査期間は原則、2週間以内のため、予めIDを取得しておくことをお勧めします！**



●gBiz IDは電子申請・届出システム以外の**省庁・自治体サービス**でもご活用いただけます。

【gBiz IDを活用して利用できる代表的な省庁サービス】（令和5年8月時点）

日本年金機構
「社会保険手続き
の電子申請」

厚生労働省
「雇用関係助成金
ポータル」

厚生労働省
「食品衛生申請等
システム」

中小企業庁
「中小企業者認定・
融資電子申請システ
ム(SNポータル)」

中小企業庁
「IT導入補助金
2023」

●詳細については**デジタル庁 gBiz IDホームページ**（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）をご参照ください。

